

契 約 書 (案)

日本年金機構を甲とし、〇〇〇〇を乙として、下記の案件について以下各条項から構成される契約を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納品（搬入の場合も含む。以下同じ。）する等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 日本年金機構で使用する高圧電力（中国電力管内） 一式
予定数量 （契約電力）
仕様書別添 1 のとおり
※各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
（月別予定使用電力量）
仕様書別添 1 のとおり
※甲の使用電力量は、月別予定使用電力量を上回り又は下回ることができる。

契約単価

	基本料金単価	従量料金単価	
		夏季	その他季
契約単価	〇〇.〇〇円	〇〇.〇〇円	〇〇.〇〇円

※上記の契約単価は、基本料金単価は契約電力 1 k W 当たりの単価、従量料金単価は使用電力量 1 k W h 当たりの単価であり、消費税等額を含む額である。
※「 夏 季 」・・・ 7 月 1 日から 9 月 3 0 日まで
「その他季」・・・ 1 0 月 1 日から 6 月 3 0 日まで
※力率割引または割増をする場合は、上記金額に割引又は割増を行うものとする。
※乙の発電費用等の変動により契約単価を改定する必要があるときは、甲乙協議の上契約単価を改定することができる。

契約保証金 全額免除

（契約の目的）

第 1 条 乙は、本契約書のほか、本契約書に付属する仕様書及び乙の需給約款（以下「仕様書等」という。）に定める業務を信義に則り誠実に実施し、甲は、その対価を乙に支払うものとする。

（法令遵守等）

第 2 条 乙は、甲が作成する仕様書等に従い関係諸法令を遵守し、本契約を履行する

ものとする。

- 2 乙は、関係諸法令の定めるところにより、公租公課の納付を適切に行うものとする。

(仕様書等の疑義)

第3条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責を免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(供給場所及び期間)

第4条 乙が電気を供給する場所及び期間は、次のとおりとする。

場所 仕様書別添1のとおり

期間 仕様書のとおり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、本契約の履行において知り得た秘密を、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

(主体的部分等の再委託の禁止)

第6条 乙は、本契約の全部又は仕様書等に定める主体的部分（以下「主体的部分」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託してはならない。

(再委託の承認及び変更)

第7条 乙は、やむを得ない事情により本契約の主体的部分を除く一部を第三者に委託しようとするときは、当該第三者の名称、所在地、連絡先、委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、当該第三者の履行能力及び報告徴収の方法、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を示した上、事前に書面により甲の承認を得なければならない。乙が甲の承認を得た再委託先を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 甲は、乙が前項に基づいて承認を求める第三者へ再委託することが不適當であると認められるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、甲は、乙に対してその変更又は再委託の中止を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条に定める運送約款に基づき搬送する場合を除き、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件（本契約終了後の秘密保持を含む。）及び必要に応じ、甲が自ら、再委託先に対して調査等を実施することを可能とする条項が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があつた場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき第三者に当該業務の一部を委託した場合、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、再委託先による当該業務の更なる第三者への委託をさせてはならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託先を変更する場合について準用する。

(監督)

- 第8条 甲は、本契約の履行に関し、甲が甲の職員の中から指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(計量)

- 第9条 乙は、別途定める計量日（以下「計量日」という。）に供給場所における使用電力量を算定した場合には、算定した数量を甲に報告するものとする。

(検査)

- 第10条 乙は、前条で供給場所ごとに算定した数量に関する報告書を作成し、その内容について、月ごとに甲が甲の職員の中から指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 検査職員は、前項に規定する報告書を受領した日から起算して10日以内（10日目が甲の不就業日に該当する場合はその翌就業日まで）に検査を行い、合格又は不合格を判定するものとする。
- 3 乙は、第1項の検査に合格したときをもって当該月に係る業務を完了したものとする。
- 4 甲は、第1項の検査の結果、乙の作成した報告書が仕様書等で示す品質を満たしていないと判断した場合は、当該報告書について不合格と判定するとともに、期日を定めて乙にこれの補正を指示するものとする。
- 5 乙は、前項の規定による指示があった場合は、甲が指定する期日までに、該当する報告書を補正の上、再提出し、改めて第1項に規定する検査を受けなければならない。

(料金の算定)

- 第11条 料金の算定は、1か月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）ごとにその使用電力量により行う。

(料金の請求及び対価の支払)

- 第12条 乙は、第10条第1項に定めた検査終了後、支払請求書を作成（円未満の端数切り捨て）し、対価の支払を甲の出納責任者（会計・資産管理部長）に月単位に請求することができる。
- 2 対価の請求額は、各契約単価に第10条第1項の検査に合格した数量を乗じて算出した額を合計した額とする。ただし、合計した額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 3 甲は、第1項の規定により適法な支払請求書が提出されたときは、これを受領した日から30日以内に乙に対価を支払わなければならない。
- 4 甲は、前項の規定にかかわらず、損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合、その額が確定するまでの間、乙に対する支払いを留保することができる。その場合、乙は、次条の支払遅延損害金を請求することができない。
- 5 乙は、予定件数（数量）の増減につき異議を述べることができないものとする。

(支払遅延損害金)

第13条 出納責任者の責に帰す理由により前条の約定期限内に納入責任者が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して、支払うべき対価金額に対する期限の翌日から支払済みまで政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に基づき財務大臣が決定する率（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて算出した遅延損害金（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延損害金を支払う日数から減ずるものとする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃その他の著しい事情の変更により、本契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、本契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金)

第15条 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は、中国電力管内の一般送配電事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（基本契約要綱）によるものとする。

(甲の解除権)

第16条 甲は、自己の都合によって本契約の全部又は一部の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 甲は、乙が第20条第1項の規定に該当する場合を除き、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

(1) 甲が事前に行う本契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により本契約の相手方となったとき。

(2) 第4条に規定する期間内に電気を供給しないとき。

(3) 本契約の解除を請求し、その理由が正当なとき。

(4) 乙の責に帰すべき理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

(5) 本契約の履行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。

(6) 本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は監督、検査、調査等を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(7) 乙又は乙の従業員が本契約に違反し、本契約の履行に関して知り得た秘密を漏

らし、又は盗用したとき。

(8) 本契約又は仕様書等に定められた内容に違反したとき。

(9) 公租公課を滞納し、納付する見込みがないと明らかに認められるとき。

(10) 甲が乙の社会保険料について各月の納期内納入がされなかったことを確認したとき。

(11) 手形交換所の取引停止処分があったとき。

(12) 乙の財産上の信用にかかわる差押え、仮差押え若しくは仮処分を受けたとき、又は競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。

(13) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。

(14) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。

(15) 監督官庁より営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき。

(16) 反社会的勢力と判明した場合又は取引がある場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次のいずれかに該当する者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

(17) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。

(18) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足る相当な理由があるとき。

(19) 乙が本契約締結以前に甲に提出した、契約の資格要件に関する申立書に虚偽があったことが判明したとき。

(20) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反若しくは個人情報保護に関する諸法令違反により監督官庁から行政処分を受け若しくは送検されたとき、又はこれらの状況に至ったことを乙が甲に報告しなかったことが判明したとき。

(21) 甲と別に契約を締結している場合で、当該別契約に解除事由（乙の責に帰すべきものに限る。）が生じたとき。

(22) 乙が、前各号に定めるもののほか、民法（明治29年法律第89号）542条各項各号に定める事由が発生したとき。

3 本契約の再委託先において、前項第15号、第19号又は第20号の状況に至った場合には、甲は、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

4 前2項の規定により、本契約の全部又は一部が解除となった場合においては、甲は契約内容が既に履行されたとき又は返還すべき契約物品等が既にその用に供せられていたときでも、これにより受けた利益を返還しないものとする。

（違約金）

第17条 前条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除されたときは、違約金として、乙は各契約単価に第4条に定める期間における月別予定使用電力量を乗じて算出した金額から第10条第1項の規定による検査が完了した数量に相当する金額を差し引いて得た金額の合計の額の100分の10に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項に規定する違約金額が、第19条第3項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(乙の解除権)

- 第18条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により本契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 前項の規定は、乙が乙に生じた損害につき、賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

- 第19条 乙が本契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が乙に不利な時期に第16条第1項に基づき本契約の全部又は一部の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、通常の損害に限り賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。
 - 3 第16条第2項又は第3項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。この損害額が第17条第1項の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。
 - 4 甲及び乙は、本契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対して生じた損害を賠償しなければならない。
 - 5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、第三者の行為等相手方の責によらない事由によって生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第20条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第21条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、各契約単価に第4条に定める期間における月別予定使用電力量を乗じて算出した額を合計した金額の100分の10に相当する金額(以下「不正行為違約金」という。)を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、各契約単価に第4条に定める期間における月別予定使用電力量を乗じて算出した額を合計した金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7条の3第1項の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、本契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為に係る違約金額」という。)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、同項の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第22条 第20条第1項各号の一に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に対して生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延損害金)

第23条 乙が第21条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条に基づき財務大臣が定める率(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて算出した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として

甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第24条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第25条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、前項ただし書に基づいて特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知若しくは承諾の依頼を行い、又は乙が信託業法に規定する公告を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

(1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留する。

(2) 丙は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、本契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならない。

(補償事項)

第26条 乙は、本契約に基づいて行った本契約の履行中に、乙又は乙の従業員の責に帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え又は修理するものとする。

(損害賠償等に係る調査)

第27条 甲は、本契約の履行について、その原価を確認する必要がある場合、又は本契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、本契約の履行若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又は監督職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

3 前2項の規定は、当該業務の主体的部分を除く一部を第三者に再委託する場合において、当該第三者に対しても適用する。

(支払対価の相殺)

第28条 乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲は、いつでもこの金額と乙に支払う対価を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第29条 本契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

(裁判所管轄)

第30条 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意裁判所として処理するものとする。

(存続条項)

第31条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条、第13条、第16条第2項、第19条、第21条から前条まで並びに本条は、なお有効に存続するものとする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名捺印の上、各自1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 東京都杉並区高井戸西3-5-24
日本年金機構 理事長代理人
会計・資産管理部長 岡部 太 印

乙 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇 〇〇 印